

各位

会社名 クミアイ化学工業株式会社  
 代表者 取締役社長 望月信彦  
 (コード番号 4996 東証第1部)  
 問合せ先 取締役総務部長 大竹丈夫  
 (TEL. 03-3822-5036)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年1月29日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更される(いわゆる「株券電子化」という)ことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性及び周知性の向上を図るため、現行定款第5条に定める当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行通り)
(公告方法) 第5条 本会社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞及び静岡市において発行する静岡新聞に掲載する方法により行う。</u>	(公告方法) 第5条 本会社の公告は、 <u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株式 第6条～第8条 (省略)	第2章 株式 第6条～第8条 (現行通り)
(株券の発行) 第9条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(条文削除)
(单元未満株券の不発行) 第10条 <u>本会社は、前条の規定に係らず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはその限りではない。</u>	(条文削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第11条</b> 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の本会社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。但し、本会社が当該請求により売渡すべき数の自己株式を有しないときは、その限りではない。</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第9条</b> 本会社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の本会社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。但し、本会社が当該請求により売渡すべき数の自己株式を有しないときは、その限りではない。</p>
<p><b>第12条</b> (省略)</p>	<p><b>第10条</b> (現行通り)</p>
<p>(株主名簿管理人)  <b>第13条</b> 本会社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所  は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  3. <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し等株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ本会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  <b>第11条</b> 本会社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所  は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  (条項削除)</p>
<p>(株式取扱規程)  <b>第14条</b> 本会社の株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>	<p>(株式取扱規程)  <b>第12条</b> 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>
<p><b>第15条～第38条</b> (省略)</p>	<p><b>第13条～第36条</b> (現行通り)</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>(事業年度)  <b>第39条</b> 本会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日とする。</p>	<p>(事業年度)  <b>第37条</b> 本会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日<u>まで</u>とする。</p>
<p><b>第40条</b> (省略)</p>	<p><b>第38条</b> (現行通り)</p>
<p>(新設) 附則 第 1 条～第 3 条</p>	<p>附則  <b>第 1 条</b> <u>本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</u>  <b>第 2 条</b> <u>本会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>  <b>第 3 条</b> <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>